

# 鳥取県バスケットボール協会 加盟・登録規程

## (目的)

第1条 本規程は、鳥取県バスケットボール協会(以下「本会」という)の規約第7条に基づき、本会に加盟・登録する手続きなどを定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 加盟とは、チームが本会の定める会員登録システム(チームJBA)を利用して、本会に加盟を完了することをいう。

2 登録とは、競技者が本会の定める会員登録システム(チームJBA)を利用して、本会に登録を完了することをいう。

3 加盟チームとは、本会に加盟が完了しているチームをいう。

4 登録競技者とは、本会に登録が完了している競技者をいう。

5 年度とは、毎年4月1日から、翌3月31日までのことをいう。

6 移籍とは、競技者が年度内に所属チームを変更することをいう。

## (加盟種別)

第3条 加盟チームの加盟種別は、次のとおりとする。

(1) ミニ 日本ミニバスケットボール連盟に所属しているチーム(小学生)

(2) 中学校 中学生によって構成されているチーム

(3) 高校 (公財)全国高等学校体育連盟に所属しているチーム(高校生)

(4) 高専 全国高等専門学校体育協会バスケットボール専門部に所属しているチーム(高等専門学校生)

(5) 大学 全日本大学バスケットボール連盟に所属しているチーム(大学生)

(6) クラブ 日本クラブバスケットボール連盟に所属しているチーム

(7) 実業団 (社)日本実業団バスケットボール連盟に所属しているチーム

(8) 教員 全日本教員バスケットボール連盟に所属しているチーム

(9) ママさん 日本家庭婦人バスケットボール連盟に所属しているチーム

## (加盟・登録の義務)

第4条 バスケットボール競技を行うチーム及び競技者は本規程に基づき、毎年度本会に加盟・登録しなければならない。

2 各加盟チームの登録責任者は、競技者から承諾を得た上で、登録しなければならない。

3 本会に加盟・登録されていないチーム及び競技者は、本会及び加盟団体等が主催、共催または主管等行う全ての競技会等に参加することができない。但し、本会及び加盟団体等が認める特別の事情のある場合は、この限りではない。

## (重複登録の禁止)

第5条 競技者は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

## (加盟・登録の手続き)

第6条 加盟・登録しようとするチーム及び競技者は、毎年5月末日までに加盟・登録の手続きを完了しなければならない。但し、中学校及びミニの競技者のうち新規に登録する競技者については、毎年9月15日までとする。

- 2 毎年6月1日以降に新しく結成しようとするチーム及びその競技者は、本会に追加で加盟・登録することができる。

(加盟料・登録料)

第7条 加盟チームは、次に定める加盟料・登録料を指定する期日までに納入しなければならない。

(1) ミニ	10,000 円	競技者数 × 700 円 (小学校4年生以上を対象とする)
(2) 中学校	10,000 円	〃 × 800 円
(3) 高校	25,000 円	〃 × 1,000 円
(4) 高専	25,000 円	〃 × 1,000 円
(5) 大学	80,000 円	〃 × 3,000 円
(6) クラブ	34,000 円	〃 × 2,000 円
(7) 実業団	50,000 円	〃 × 2,000 円
(8) 教員	40,000 円	〃 × 3,000 円
(9) ママさん	30,000 円	〃 × 2,000 円

(登録の変更)

第8条 登録競技者が移籍を希望する場合は、登録競技者は旧所属チームの同意を得て、新所属チームへの登録の変更を遅滞なく完了しなければならない。なお、変更の効力は、本会承認の日をもって発生する。

- 2 本会が必要と認めた場合は、旧所属チームは、登録競技者の依頼により、移籍同意書を発行しなければならない。

(加盟・登録の取消)

第9条 加盟チーム及び登録競技者は、所定の手続きにより、本会への加盟及び登録を取り消すことができる。なお、取消の効力は、本会承認の日をもって発生する。

- 2 加盟チーム及び登録競技者が本会への加盟及び登録を取り消しても、既に納入した加盟料及び登録料は返還しない。

(懲罰)

第10条 加盟チーム及び登録競技者が本規程に違反した場合は、本会倫理委員会で審議し、懲罰を科すことができる。

- 2 懲罰の種類は、除名、出場資格の停止、その他とする。

(その他)

第11条 その他の必要事項については、(公財)日本バスケットボール協会基本規程「第3章 所属団体」及び「第5章登録および移籍」に準ずる。

- 2 本規程に定めていない事項または疑義、紛争が生じた場合は、本会倫理委員会で審議する。

(附則)

本規程は、平成26年2月11日より施行する。

参考資料【加盟登録料内訳 平成26年4月1日現在】

○チーム加盟料内訳

	日本協会	全国連盟	県協会	ブロック連	県連盟	合計
ミニ	1,000円	2,000円	7,000円			10,000円
中学校	2,500円		7,500円			10,000円
高校	4,000円		21,000円			25,000円
高専	4,000円		21,000円			25,000円
大学	10,000円	25,000円	15,000円	30,000円		80,000円
クラブ	10,000円	5,000円	15,000円		4,000円	34,000円
実業団	10,000円	15,000円	15,000円	10,000円		50,000円
教員	10,000円	15,000円	15,000円			40,000円
ママさん	10,000円	5,000円	15,000円			30,000円

○選手個人登録料内訳

	日本協会	全国連盟	県協会	ブロック連	県連盟	合計
ミニ	400円		300円			700円
中学校	500円		300円			800円
高校	500円		500円			1,000円
高専	500円		500円			1,000円
大学	1,000円		500円	1,500円		3,000円
クラブ	1,000円		1,000円			2,000円
実業団	1,000円		1,000円			2,000円
教員	1,000円	1,000円	1,000円			3,000円
ママさん	1,000円		1,000円			2,000円